

被扶養者認定申請時必要添付書類一覧表

対 象 者(健康保険法第3条第7項／昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号)			備 考
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯でなくても良い人	被保険者と同一世帯が条件の人(※2)	※1.子を扶養する場合で、当組合の被扶養者でない配偶者に収入がある場合は、「夫婦共同扶養」に該当のため、別途調査が必要となります。 表下段の「夫婦共同扶養」を参考に、配偶者の収入のわかるものを添付してください。 ※2.もともと被保険者と同居しており、その後被保険者が単身赴任となった場合は同一世帯とみなす
	・配偶者 ・子(※1)、孫、兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属	・義父母 ・他の三親等以内の親族	
収 入 要 件	対象者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること ※別居の場合は、対象者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円)未満で、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと		

下記の添付書類等その他、個々の事由により健康保険組合が必要と認めた証明書等を別途提出いただくことがあります。

※必要添付書類は「事業主経由」にてすべて揃った状態で、原則事実発生日より5日以内に提出してください。(健康保険法施行規則第38条)

※健保組合が提出を求める必要添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格申請が無効・取り消しとなります。(健康保険法施行規則第50条)

★この表の見方★

①➡②➡③➡④の順に必ず最後までご確認ください。

- ① 必ず提出する書類（全年齢）
- ② 収入について該当箇所を確認（中学卒業後の15歳以上）
- ③ 状況に応じて該当箇所を確認（全年齢）
- ④ その他

			必 要 書 類	備 考	書 類 の 入 手 先
① 必須	全 年 齢	●必ず提出する書類	・健康保険被扶養者(異動)届	※所定用紙	当健保組合HPまたは勤務先
			・被扶養対象者状況調査書(現況届)	※所定用紙 ※満15歳以下(中学校卒業まで)は不要	当健保組合HPまたは勤務先
			・住民票(原本)	※世帯全員(省略なしで続柄記載の全員分) ※直近3か月以内発行のもの(マイナンバーあり)	市区町村等 ※コンビニ等(マイナンバーカード利用)

➡ 次ページ>>>②収入「15歳以上・収入なし」、「15歳以上・収入あり」 をご確認ください。

			必 要 書 類	備 考	書 類 の 入 手 先
② 収入 ※15歳以上とは中学卒業後	15歳以上・収入なし	◇高校・大学・各種学校・予備校生	・在学証明書(原本) または、学生証(写し)	※在学証明書は直近3か月以内発行のもの ※学生証は当年度発行または有効期限がわかるもの	学校など
		◇無職・無収入 ※無職・宅浪等、病気療養以外の方	・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ・健康保険資格喪失証明書(原本)	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※前職を退職した場合	市区町村等 退職した会社または健保組合
		◇前職退職による雇用保険関連 ・受給する意志あり	・雇用保険受給者資格証(写し・両面)	*60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	ハローワーク
		・受給終了した	・雇用保険受給者資格証(写し・両面)	※受給(支給)終了の記載のあるもの	ハローワーク
		・受給しない	・退職証明書(原本)		退職した会社
		・受給資格なし	または、健康保険資格喪失証明書(原本)		退職した会社または健保組合
		・延長している	・雇用保険受給延長申請書(控え・写し)	※受給延長していることがわかるもの	ハローワーク
	15歳以上・収入あり	◆勤労収入がある方 (パート・アルバイト含む)	・給与明細書(写し) または、給与支払証明書(原本) ・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本)	※連続した直近3か月分で、対象者氏名・社名・金額がわかるもの ※勤務先発行の「給与支払証明書」は社印が押印されたもの ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの	勤務先 市区町村等
		◆健康保険関連 ・「傷病手当金」または「出産手当金」	・支給決定通知書等(写し)	*60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	健康保険組合または勤務先
		◆前職退職による雇用保険関連 ・受給中	・雇用保険受給者資格証(写し・両面)	*60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	ハローワーク
		◆自営業者 (個人事業主・不動産管理者・農業等)	・確定申告書(写し)	※税務署提出の一式すべて ※従業員を雇って給料賃金を支払っている自営業者の方は認定できません。	税務署
		◆年金受給者 (国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・企業・個人・恩給等すべての年金)	・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ・年金改定通知書(写し) または、振込通知書(写し)	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※毎年6月に発送される直近のもの ※紛失の場合は再交付可能	市区町村等 年金事務所
		◆利子・配当・その他収入	・最新の支払通知書(写し)	※関係書類一式(ただし、一括による臨時収入の場合は不要)	関係先

➡ 次ページ>>>③状況「全年齢」をご確認ください。

			必 要 書 類	備 考	書 類 の 入 手 先
③ 状 況	全 年 齢	結婚による申請	・婚姻日が確認できる書類(原本) (受理証明書・戸籍全部事項証明書等)	※直近3か月以内発行のもの	市区町村等
		出生による申請	・母子手帳(写し)	※住民票が間に合わない場合のみ対応とし、後日住民票(原本)提出が必須	関係機関
		ひとり親による申請	・生計維持関係の確認書(原本)	※当健保組合記入見本あり	当健保組合
		収入増等による扶養異動の方の申請 ※夫→妻 ※妻→夫	・被扶養対象者状況調査書(現況届)	※所定用紙にて未就学児も含め全年齢提出	当健保組合HPまたは勤務先
			・被扶養者削除証明書(写し)		勤務先または健康保険組合
			・夫と妻の収入を証明する書類	※「夫婦共同扶養」参考に、夫と妻の2人分	関係機関
		被保険者と別居している人の申請 ※単身赴任・学生の場合は不要	・直近3か月以上の送金証明書類(写し) 「送金者名・受取人名・送金日・送金額」がわかるもの	※通帳の写しの場合は該当箇所以外黒塗り可 ※「被保険者の仕送り額＞別居被扶養者の収入」であることを証明	金融機関等
			・扶養義務者の収入を証明する書類	※「夫婦共同扶養」または「優先扶養義務」参考	関係機関
		被保険者以外に扶養義務者がいる場合 ※「母」「兄弟姉妹」「祖父母」等の申請			
		障害者の方の申請	・障害者手帳/療育手帳等(写し)	※手帳名・対象者氏名・有効期限等わかるページすべて ※年金受給中の方は、◆年金受給者の必要書類も必須	市区町村等
		病気療養中の方の申請	・医師等による証明書(原本)	※診断書等働くことができない直近の証明	医師等
		ワーキングホリデーの方の申請	・休学届(写し)	※休学届で「学生」であることを確認	学校など
			・ビザ(写し)	※ビザで就労のための渡航でないことを確認	関係機関
		外国籍の方の申請	・在留カード(写し)	※有効期限内のもの ※有効期限が切れた場合は更新後のもの	関係機関
		事業を廃業した方の申請	・事業廃業届(写し)	※税務署提出の一式すべて	税務署

➡ 次ページ>>>④その他「夫婦共同扶養」、「優先扶養義務」をご確認ください。

④その他

夫婦共同扶養	※「夫婦共同扶養」の場合の追加提出書類（<u>当組合の被扶養者でない配偶者がいる場合</u>） ①前年度所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ②当年度給与明細書の写し（連続した直近3か月分） ③賞与明細書の写し（直近支給分）※賞与がない場合は、②の余白にその旨記入してください。 （注意）②③は事業主による「給与支払(予定)証明書」(原本・社印あり)の提出でも可	【考え方】 夫婦共働きの場合は、原則年間収入の多い方の扶養となる。 ただし、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
優先扶養義務	※「優先扶養義務」の場合の追加提出書類（<u>被保険者以外に優先扶養義務のある方がいないか確認が必要</u>） 「夫婦共同扶養」の①+②+③（該当者分 以下、Aの場合は「父」の分） ④世帯全員分の戸籍全部事項証明書(原本)または住民票(原本) ※直近3か月以内発行のもの 【優先扶養義務者の例】 A. 認定対象者が「母」の場合は、その配偶者である「父」 B. 認定対象者が「兄弟姉妹」の場合は、親である「両親」 C. 認定対象者が「祖父母」の場合は、子である「両親」	【考え方】 被保険者が「母」を扶養申請する場合は、「父」が「母」の優先扶養義務者となるため、謄本や収入関係書類によって「父」の状況確認。その後④にてその他家族の状況を確認し、被保険者が扶養する必要があるかどうかを総合的に判断する。

◎認定は、当健保組合「被扶養者認定取扱基準」に沿って総合的に勘案し、最終的には健保組合の判断で決定いたします。

【問い合わせ先】健保組合への問い合わせはメールにてお願いします。 DM三井製糖グループ健康保険組合 kenpo@msdm-hd.com

【書類提出先】すべて事業主経由にて健保組合に提出となります。 ※任意継続被保険者のみ、健保組合へ郵送してください。

- ・健康保険 被扶養者(異動)届
- ・被扶養対象者状況調査書(現況届)
- ・各種添付書類

➡ 確認は以上です。不備不足のないように添付書類を揃えていただき、届出には未記入箇所のないように提出前にご確認をお願いいたします。